

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	西和賀町

西和賀町鳥獣被害防止計画

(第五期 令和 5 年度～令和 7 年度)

<連絡先>

担 当 部 署 名 西和賀町 農林課
所 在 地 岩手県和賀郡西和賀町沢内字太田 2-81-1
電 話 番 号 0197-85-3410
F A X 番 号 0197-81-2111
メールアドレス ringyou@town.nishiwaga.lg.jp

(注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。

2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ハクビシン、ツキノワグマ、ノウサギ、キツネ、タヌキ、カラス、ニホンジカ、イノシシ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	西和賀町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
ハクビシン	被害なし	0千円	0a
ツキノワグマ	水稻	2,462千円	228a
ノウサギ キツネ タヌキ	被害なし	0千円	0a
カラス	被害なし	0千円	0a
ニホンジカ	被害なし	0千円	0a
イノシシ	水稻・飼料作物	264千円	39a

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

《ハクビシン》

町内での目撃情報、及び住居への侵入が報告された。また、自家野菜等の被害報告はあるものの、農業被害に及ぶ内容の報告は無し。

《ツキノワグマ》

令和5年度、ぶなの実が「大凶作」であったことから、令和6年度は十分な栄養を蓄えて冬眠することの出来なかった個体が水田に現れ、被害が増加したものと思われる。

《ノウサギ、キツネ、タヌキ》

令和6年度の被害報告は無し。

《カラス》

令和6年度の被害報告は無し。

《ニホンジカ》

令和6年度の被害報告は無し。

《イノシシ》

イノシシの目撃、被害報告については、年々増加傾向にある。令和6年度の主な農業被害は飼料用作物の被害であるが、令和5年度に比べて被害面積は減少した。その他、水田の畦畔破壊や自家野菜の食害も報告された。被害発生時期は7～9月頃であり、被害発生場所は町内全域であった。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和7年度）
ハクビシン	R6は被害実績なし	0千円（0a）
ツキノワグマ	4,257千円（365a）	394千円（30a）
ノウサギ	R6は被害実績なし	5千円（5a）
キツネ	R6は被害実績なし	5千円（5a）
タヌキ	R6は被害実績なし	5千円（5a）
カラス	R6は被害実績なし	5千円（5a）
ニホンジカ	R6は被害実績なし	5千円（5a）
イノシシ	840千円（124a）	1,918千円（200a）
合 計	5,097千円（489a）	2,337千円（255a）

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・ 実施隊の協力を得て、原則、追払いを実施するも、効果が無く、人身被害の恐れが有る等やむを得ない場合には、捕獲を実施。 ・ 鳥獣による出没及び農作物等の被害が著しい地区において、広報やチラシ等で、農作物の適正処分並びに環境整備の必要性和鳥獣と遭遇した際の注意事項等の普及啓発活動を実施。	・ ツキノワグマに関しては、農作物被害の拡大及び人身被害も発生している状況にあり、対策の強化が必要である。 ・ イノシシの目撃情報及び農作物の被害が拡大しているが、警戒心の強い動物であることから、未だわなによる捕獲実績はない。 町として、引き続き、防護柵（電気柵）による「守る対策」を促進をしていく。 ・ ハクビシンに関しては、農業被害は減少しているものの、依然として、自家野菜等の被害報告はあり。有害捕獲を実施しているが、大幅な減少には繋がっていない。
防護柵の設置等に関する取組	・ 防護柵（電気柵）については、出没率の高い、畜舎の周り及び飼料作物（デントコーン畑）の周りを中心に恒久電気柵の設置を促進してきたところである。 ・ 町では、令和3年度より防護柵設置費用に係る補助を実施しており、設置面積の拡大に繋がっている。 ・ 広報やチラシ等で、農作物の適正処分並びに環境整備の必要性について周知してきた。	・ 鳥獣被害の発生は町内全域に及んでおり、防護柵の対応が追いついていない。また、ツキノワグマやイノシシによる水稻の食害及び倒伏被害が増加しているが、面積の多い水稻を防護柵でカバーするのは極めて困難な状況である。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

- ・ 町内における有害鳥獣の被害発生状況及び生息状況を随時把握するとともに被害防止対策を検討し、地域の主体的な防除の取組に対する支援及び被害防止対策について情報提供を行う。
- ・ 地域ぐるみで総合的な鳥獣被害対策を促進するため、実効性のある連携体制を構築する。また、町民に対し、防護柵設置費用に係る補助を実施し、町内における防護柵の設置面積の拡大を図る。
- ・ ツキノワグマについては、出没時の現地情報収集、町民等への注意喚起の実施、生活ゴミの適正な処理や環境整備の必要性等、町民等への普及啓発を実施する。出没情報に基づき、原則、追払いを実施するが、追払い効果が無く、人身被害の恐れが有る等やむを得ない場合には、有害捕獲を実施する。
- ・ イノシシについては、出没時の現地情報収集、町民等への注意喚起の実施、生活ゴミの適正な処理や環境整備の必要性等、町民等への普及啓発を優先して実施する。用心深いイノシシを捕獲するのは容易ではなく、群れを一網打尽に捕獲しなければ根本的な解決にはならないことから、安易にわなを設置せず、被害者には防護柵の設置について検討を促す。
- ・ ハクビシンについては、生活ゴミの適正な処理や環境整備の必要性等、町民等への普及啓発を実施する。外来種であるハクビシンを西和賀町から根絶する事を目的に、目撃情報があれば積極的に捕獲を実施する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・ 有害鳥獣の捕獲については、西和賀町猟友会が推薦する者を鳥獣被害対策実施隊員として委嘱し、銃器及びわなによる捕獲を実施した。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R6 (実績)	ハクビシン ツキノワグマ ノウサギ キツネ タヌキ イノシシ ニホンジカ	・ 生息状況や被害状況などの情報収集 ・ 被害防止方法及びこれまでに導入した箱わなやくくりわなによる効果的な捕獲方法の検討
R6 (実績)	カラス	・ 生息状況や被害状況などの情報収集 ・ 実施隊による一斉駆除活動 ・ 被害防止方法及び効果的な捕獲方法の検討

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
これまでの有害捕獲の実績と被害状況、目撃情報等と、実施隊の活動可能人員、日数等を勘案し、各獣種毎に目標数を設定する。 【ハクビシン】 農作物被害や住居への侵入情報を基に、積極的な捕獲を実施する。 【ツキノワグマ】 個体数の減少を抑えるため必要最低限の捕獲を行うこととしている。捕獲計画数を設定しないが、人身被害を0件にすることを第一の目標とする。 【ノウサギ、キツネ、タヌキ、カラス、ニホンジカ】 被害発生状況に応じて捕獲を実施する。 【イノシシ】 被害発生状況に応じて捕獲を実施するが、防護柵の設置と併せた対策を実施していく。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度（実績）	令和6年度（実績）	令和7年度（目標）
ハクビシン	4頭	0頭	10頭
ツキノワグマ	30頭	設定しない	設定しない
ノウサギ	0羽	1羽	3羽
カラス	29羽	28羽	10羽
キツネ	2頭	3頭	3頭
タヌキ	14頭	9頭	10頭
ニホンジカ	0頭	4頭	10頭
イノシシ	2頭	6頭	15頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
・ハクビシンについては、農作物被害や住居侵入等の被害に対応し、実施隊による捕獲の他、町民へ箱わなの貸出しを行い、町民自らが捕獲を実施する体制を構築した。 ・ツキノワグマについては、農作物被害や人身被害のおそれがある場合、実施隊が銃器及び箱わなにより捕獲を実施した。 ・ノウサギ、キツネ、タヌキ、ニホンジカ、イノシシについては、農作物被害に対応し、わなにより捕獲を実施した。 ・カラスについては、農作物被害に対応し、銃器により捕獲を実施した。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ツキノワグマ及びイノシシの捕獲については、わなによる捕獲は難しく、遠距離からの銃による捕獲も有効である。 山間や沢沿いでの生息・活動がみられることから、ライフル銃の所持隊員は許可証の提出により確認していることから、安全を確保し、慎重な判断のもと、ライフル銃の使用を許可する。 なお、捕獲の時期や場所は、許可証及び従事者証に記載されているものに限る。 ※取組内容 ・イノシシの有害捕獲 捕獲手段：ライフル銃による捕獲 捕獲予定時期：4月～3月 捕獲予定箇所：町内全域 ・ツキノワグマの有害捕獲 捕獲手段：ライフル銃による捕獲 捕獲時期及び捕獲場所：有害鳥獣捕獲許可による

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ	(実績) 電気柵 3,944m	(実績) 電気柵 7,653m	(目標) 電気柵 5,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R5実績	ハクビシン	・生活ゴミの適正な処理や環境整備の必要性等、町民等への普及啓発を実施した。外来種であるハクビシンを西和賀町から根絶する事を目的に、目撃情報があれば積極的に捕獲を実施した。
	ツキノワグマ	・ツキノワグマについては、出没時の現地情報収集、町民等への注意喚起の実施、生活ゴミの適正な処理や環境整備の必要性等、町民等への普及啓発を実施した。また、出没情報に基づき、原則、追払いを実施する。追払い効果が無く、人身被害の恐れが有る等やむを得ない場合には、有害捕獲を実施した。また、町では防護柵設置費用に係る補助を実施した。
	ノウサギ、キツネ、タヌキ、カラス、ニホンジカ	・生活ゴミの適正な処理や環境整備の必要性等、町民等への普及啓発を実施し、被害情報等があれば捕獲を実施した。
	イノシシ	・イノシシについては、出没時の現地情報収集、町民等への注意喚起の実施、生活ゴミの適正な処理や環境整備の必要性等、町民等への普及啓発を優先して実施した。用心深いイノシシを捕獲するのは容易ではないことから、安易にわなを設置せず、被害者には防護柵の設置を促した。また、町では防護柵設置費用に係る補助を実施した。

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

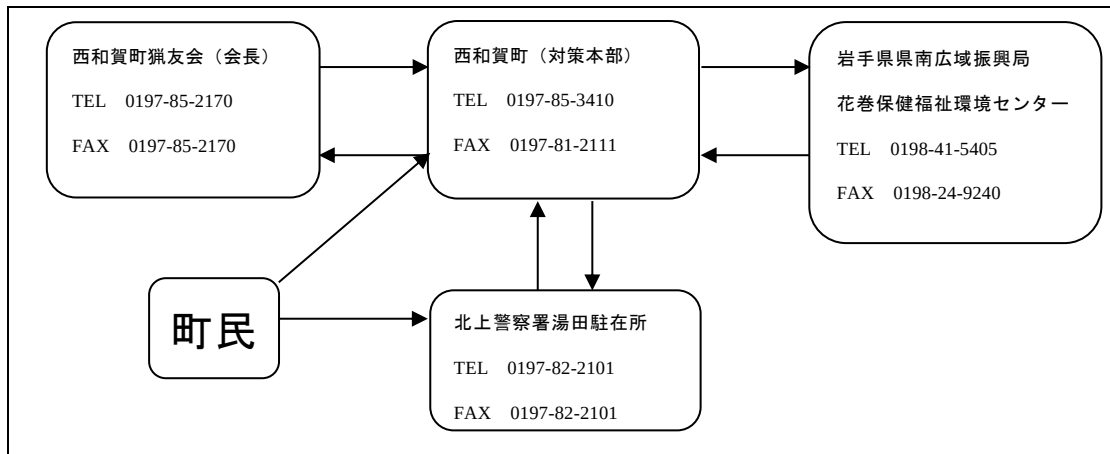
関係機関等の名称	役割
西和賀町（対策本部）	情報収集・捕獲許可
西和賀町猟友会（会長）	有害鳥獣捕獲活動の実施及び意見提言
岩手県県南広域振興局	有害鳥獣捕獲等の許可
花巻保健福祉環境センター（環境衛生課）	有害鳥獣被害防止に関する指導、助言
北上警察署湯田駐在所	銃刀法に基づく安全管理指導、助言

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



（注）緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・ ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ
土中に埋葬処理又は焼却処分
- ・ ハクビシン等の小型動物
土中に埋葬処理又は焼却処分

（注） 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

東日本大震災による放射性物質の影響により、現時点で予定はないが、規制が解除となり次第、積極的に野生鳥獣肉の利活用を進めていきたい。

- （注） 1 食肉、ペットフード及び皮革として利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
- 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	西和賀町有害鳥獣駆除連絡協議会
構成機関の名称	役割
西和賀町	協議会の連絡・調整
西和賀町農業委員会	遊休農地の情報提供、農業委員を通じての農作物被害の把握・指導
花巻農業協同組合西和賀地域営農グループ	農家組合を通じての農作物被害の把握・情報発信
岩手県農業共済組合中部地域センター	水稲共済に係る農作物被害状況及び鳥獣被害防止関連情報の提供
西和賀町森林組合	里山エリアにおける有害鳥獣の生息状況の把握、生息域のえさの豊凶に関連する情報発信
西和賀町猟友会	有害捕獲の実施

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
中部農業改良普及センター 西和賀普及サブセンター	農作物被害状況及び鳥獣被害防止関連情報の提供
県南広域振興局農政部 花巻農林振興センター	鳥獣被害防止対策に関する助言・指導

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣による農林水産業等の被害の防止及び軽減を目的とした、西和賀町鳥獣被害対策実施隊を平成25年度から設置している。 令和7年4月1日時点の構成員：22名（うち西和賀町猟友会所属22名）
--

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

町民自らが、被害防除や農地・集落周辺の管理等を主体的に取り組むよう啓発を強化した。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。